

別記様式 1 1

添付書類の目録

(イ) 申請書には、国土交通省令で定める様式に従い、次に掲げる書類を添付しなければならない(法第 18 条第 2 項)。

- ① 事業計画書
- ② 起業地及び事業計画を表示する図面
- ③ 事業が関連事業に係るものであるときは、起業者が当該関連事業を施行する必要を生じたことを証する書面
- ④ 起業地内に第 4 条に規定する土地があるときは、その土地に関する調書図面及び当該土地の管理者の意見書
- ⑤ 起業地内にある土地の利用について、法令の規定による制限があるときは、当該法令の施行について権限を有する行政機関の意見書
- ⑥ 事業の施行に関して行政機関の免許、許可又は認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分があったことを証明する書類又は当該行政機関の意見書

なお、④から⑥までに掲げる意見書は、起業者が意見を求めた日から 3 週間を経過してもこれを得ることができなかつたときは、添付することを要しない。この場合においては、意見書を得ることができなかつた事情を疎明する書面を添付しなければならない(同条第 3 項)。

したがって、申請書の末尾に現実に添付する書類の目録をつけることが望ましい。

(ロ) 事業認定申請書に添付すべき書類の目録は、添付した順序に応じて事業認定申請書の末尾である本項に記載すること。

(ハ) 法第 18 条第 2 項第 4 号ないし第 6 号の書類については、起業地内に第 4 条に規定する土地がないとき、起業地内にある土地の利用について法令の規定による制限がないとき又は事業の施行に関して行政機関の許認可等の処分を要しないときには添付する必要はなく、したがって、添付書類の目録にあげる必要もない。

事業計画書

1 記載事項と添付書類

事業計画書は、事業の内容を説明するものであり、次の事項を記載し、なお内容を説明する参考書類があるときは、併せて添付する(規則第 3 条第 1 号)。

- (1) 事業計画の概要
 - (2) 事業の開始及び完成の時期
 - (3) 事業に要する経費及びその財源
 - (4) 事業の施行を必要とする公益上の理由
 - (5) 収用又は使用の別を明らかにした事業に必要な土地等の面積、数量等の概数並びにこれらを必要とする理由
 - (6) 起業地等を当該事業に用いることが相当であり、又は土地等の適正且つ合理的な利用に寄与することになる理由
- ◎ これらの内容を説明する参考書類があるときは、併せて添付すること。

- (例)○ 事業認定を申請する区間が全体の一部であるときは、全体計画を明らかにするための図面
- 公益上の必要性を証するための統計資料
 - 起業地選定理由を説明するための比較ルート又は他の候補地を表示する図面
 - 事業の都市計画との関連づけを行うための都市計画図(都市施設、用途地域、市街化区域、調整区域)
 - 財源を証するための起債許可書等の写し
 - 現在施設を移設する場合における現在施設の状況図
 - 起業地を明らかにするための航空写真
 - 土地の利用制限がある区域を表わす図面
 - 必要とする土地の面積の理由を説明するための施設基準又は同類施設の面積比較表
 - 電気事業の場合の潮流図及び系統図
 - 関連事業を施行する場合、機能回復の程度を知るため現在施設の状況を明らかにする調書

イ 事業計画の概要

- 事業計画の総論ともいべきもので、工事計画だけでなく申請にかかる事業の目的及び内容を具体的に説明する。
- 申請に係る事業が全体計画の一部であるときは、まず、全体計画について説明し、次に申請事業について全体計画との関連を示し説明する。

添付書類記載例

添付書類	
1 事業計画書	別添 1
2 法第4条に規定する土地に関する調書	別添 2
3 法第4条に規定する土地に関する管理者の意見書 照会文(写)○通 回答文(写)○通	別添 3
4 法令の規定による制限のある土地に関する行政機関の意見書 照会文(写)○通 回答文(写)○通	別添 4
5 起業地の位置を表示する図面(縮尺 25,000 分の 1)	○葉 別添 5
6 起業地、事業計画及び法第4条に規定する土地を表示する図面 (縮尺 1,000 分の 1)	○葉 別添 6
7 標準横断面図(縮尺 60 分の 1 及び 100 分の 1)	○葉 別添 7
8 縦断面図(縮尺 縦 100 分の 1 横 1,000 分の 1)	○葉 別添 8
9 橋梁一般図(縮尺 100 分の 1、400 分の 1 及び 500 分の 1)	○葉 別添 9
10 ルート比較図(縮尺 5,000 分の 1)	○葉 別添 10

- 申請の対象として取り上げる事業の最少範囲は、当該申請に係る事業によって、公益性を判断でき得る事業単位であること。
- 例えば、4車線の道路をつくる計画があるにもかかわらず2車線について工

事を行い、暫定共用をはじめる計画があるときはその旨及び時期を示す。

- 河川事業のときは、当該河川の工事实施基本計画を明らかにし、洪水計画流量図を記載すること。
- 事業計画の内容としては、少なくとも次のようなことが明らかにされていなければならない。できるだけ数字を用いること。
 - ・ 道路事業の場合……………原則として道路構造令に適合していなければならない(特例値を使用すればその旨を説明すること)。

新築か、改築か

拡幅工事か、バイパス工事か等の工事の概要

施行区間

施行延長

構造規格 ○種○級○地部

幅員 全体幅員と車道、歩道、路肩、側帯等の幅員構成、幅員構成
がかわる部分についてはその区間と幅員構成

設計速度

設計基準交通量

計画交通量(○○年)

最小曲線半径

最急縦断勾配

標準横断勾配

路面の種類

工 事 面

- ・ 河川事業の場合等……………原則として河川管理施設等構造令に適合していなければならない(特例値を使用すればその旨を説明すること)。

築堤(現堤嵩上、引堤)工事か分水路工事か等の工事の概要

左岸か右岸か又は両岸か

施行区間

施行延長(実距離)

堤防構造

計画堤防高

計画河床高

天端幅

小段幅

法勾配

河 幅

計画高水流量

計画高水位

・ダム事業の場合

ダム型式

堤 高

堤 長

洪水吐(門数、規格)

集水面積

総貯水容量

有効貯水容量(多目的ダムの場合は目的別の容量)

満水位標高

洪水調節量

利水目的と取水量

- 附帯工事についても、その内容を明らかにする。

(例) 工事用道路 延 長 m
幅 員 m
資材置場 ○カ所 延 m²
土 捨 場 ○カ所 延 m²
捨土量 延 m²

- 関連事業については、施行箇所ごとに図面と照合できるよう番号を付し、管理者を明らかにする。

(例) ○○○工事

図面表示記号	施設の種別及び名称	管理者	工事箇所	工事内容			現 況		
				延 長	幅 員	構 造 型 式	延 長	幅 員	構 造 型 式
	町道○○号 線	○○町		m	m		m	m	

ロ 事業の開始及び完成の時期

- 用地交渉着手の時期を事業の開始の時期とし、物理的な工事の完成の予定時期を事業の完成の時期とする。
- 申請にかかる事業が全体計画の一部であるときは、全体計画と申請事業双方の時期を記載する。

(例) 全体計画

開始の時期 年 月 日

完成の時期 年 月 日

起業地計画

開始の時期 年 月 日

完成の時期 年 月 日

- 事業の完成をまたず暫定供用を開始する計画があるときは
 - 開始の時期 年 月 日
 - 暫定供用開始の時期 年 月 日
 - 完成の時期 年 月 日
- 事業の完成後直ちに供用開始しないときは、供用開始日を明示すること。
- 関連事業については、本体事業の時期と異なるときにはその時期を明示する。

ハ 事業に要する経費及びその財源

- 多年にわたる事業計画における経費は、年度区分とする。
- 全体計画の事業費を記すこと。
- 経費区分をする。

(例) 1 経費

(単位：百万円)

区分 科目	全体計画に 要する費用	起業地計画に 要する費用	起業地計画に要する費用の内訳				
			年度 以前	年度	年度	年度	年度 以降
工事費							
用地費及び 補償費							
その他							
計							

- 関連事業に要する経費は原則として区分し記載する必要があるが、それが困難な場合には、総事業費の中に含む旨を記載する。
- 国が行う事業について所管、会計名及び項目を明らかにする。

(例) (2) 財源

国土交通省所管	
道路整備特別会計	
項	道路事業費
目	一般国道直轄改修費

- 先行取得が行われているときに用地補償費が最終年度につけられる場合には、その旨を記載する。

(例) ○年度 ○年度 ○年度
 ○円 ○円 ○円

用地は〇〇県において先行取得している。

ニ 事業の施行を必要とする公益上の理由

- 次のように消極、積極の両面から考察する。
 - (i) 本事業を施行しなければならないような劣悪、危険な状況にあり、これを放置しておくことの社会的、経済的又は行政的な不利益、損失を明らかにすること。
 - (ii) 又は、近い将来確実に発生すると予想される不利益、損失を明らかにす

ること。

(iii) 本事業を施行することにより期待される現状の各種の不利益、損失の除去、軽減又は予防の効果及び将来にわたってもたらされる積極的利益を明らかにすること。

○ 不利益、損失の除去、軽減又は利益の発生を図るために本計画が最適である旨を明らかにする。

(例) ある地区の洪水を除去するためには、①上流にダムをつくって流下流量を調節する、②当該部分の堤防を嵩上げする、③川幅を広げる、④上流に分水路をつくるか、⑤当該地区を避ける河川を掘削するか等が考えられる。

○ 統計による具体的な説明をすること。

(例) 道路事業 現在交通量、増加率、現道の許容交通量、5年、10年後の推定交通量及び増加の見通し。

交通事故の発生状況

河川事業 現在の流下能力、被害の状況(死者、家屋の流出、田畑の冠水等の数量及び被害額)、期待利益(かんがい受益面積、増収量及び増収額等)。

○ 直接効果のみならず間接効果も記すこと。

○ 附帯工事特に永久施設をつくる場合の公益性を説明する。

○ 関連事業を施行する公益性は、本体事業の施行により当該施設が消され、又は削減されたままで放置しておくことができず、従前の効用の程度までは機能を回復する必要がある旨を記載する。

○ 記載方法

・道路事業

現在の状況

交通が混雑し、錯綜し、時間がかかる。

事故の危険性が高い。

交通(重量)制限している。

原因

道路が未改築(幅員狭く、線形悪く、勾配が急)である。

現在交通量に対し現道の許容量が小さい。

他の道路、鉄道との平面交差がある。

家屋連担地区でありながら歩道がない。

積雪時には有効幅員が狭くなる。

橋梁が老朽化している。

施行後の効果

原因の解消に伴う交通容量の増加が交通処理を円滑にし、事故の発生率を低下させる等の直接効果がある。

また、都市計画の都市施設としての役割を果たせることになるほか、都市間の時間距離の短縮に伴う諸効果が間接的に期待できる。

バイパスを築造することにより、現道の交通が緩和され、地域住民の生活の安寧又は経済上の利便に寄与する。

・河川事業

現在の状況

降雨時又は積雪期には洪水又は浸水による生命、財産に対する危険がある。

原因

無堤で地盤が低い。

計画高水流量に比べ河積が小さい。

堤防が弱体である。

上流部の材木乱伐や都市化の影響で降雨量に対する時間当たりの流下量が増大した。

上流部に洪水調整用ダムがない。

河川が蛇行している。

急流部にある。

施行後の効果

生命、財産に対する危険が除去され、民生が安定するという直接効果がある。間接的には、洪水の危険がなくなることから、氾濫区域内であった地域の発展が促され、ダムを築造したときには、多目的ダムとしてのかんがい、都市用水、発電等の効果が生ずる。

ホ 収用又は使用の別を明らかにした事業に必要な土地等の面積、数量等の概数並びにこれらを必要とする理由

- 事業に必要な土地の面積の概数については、法第4条地又は起業者の所有地のようを買収を要しない土地をも含めて、当該申請にかかる事業に必要な土地の概数を使用目的別、地目別に記載すること。

収用又は使用の別を明らかにすること。ない場合にはその旨を記すこと。

- 現況地目、実測地積によること。
- 面積は概数によること。10又は100の単位で足りる。
- 権利を収用又は使用しようとするときは、消滅又は制限しようとする権利の種類、内容及び権利の数等を記載する。申請書の権利と対応させる。
- 土石砂れきを収用しようとするとき
 - ・ 土石砂れきの種別、及び採取量
 - ・ 土石砂れきの存する土地の地目及び面積を併せ記載する。

(例) 岩の種類 ○○岩
 採取量 ○○トン
 (山林 ○○m²)

- 起業地内に存する主な支障物件の種類及び数量を記載する。

(例) 住宅 戸棟

倉庫 棟
工場 棟

- 事業開始の時にあった物件を記載する。
 - 本件事業と関連事業とを区別して記すことが望ましい。
 - 土地又は土石砂れきを取得し、若しくは権利を消滅させる必要がある理由。
 - (例) 道路事業 道路構造令に適合した幅員構成をもつ道路を築造するに必要な面積で、当該道路敷となるものである旨
 - 河川事業 計画高水量を安全に流下させる河積を確保するために必要な面積で、河川敷を構成するものである旨
 - ・ 附帯事業、関連事業についても記載する。
 - ・ 権利を消滅又は制限する場合については、工事の施行上必要がある旨
 - ・ 土石砂れきを収用する場合は、これらのものが資材としてすぐれた性質をもつ旨、及び工事の施行上の必要量とそのため必要採取量である旨
 - ・ 起業地内にある物件については、工事の支障となるため起業地外へ移転を必要とする旨
- へ 起業地等を当該事業に用いることが相当であり、または土地等の適正且つ合理的な利用に寄与することになる理由
- 起業地の選定が適正である旨及びその理由を記載すること。
 - わが法制のもとでは、代替性のある物については、原則として公用収用は認められない。特定の地点の土地を必要とするというように、代替性のない物について公用収用が認められることになる。
 - ゆえに、起業地として選定した理由には、他の地点との比較設計等の引用により具体的に記載し、起業地の特定性を強調すること。
 - 次の3点をどのように充たしているかを明らかにすること。
 - ① 施設の立地条件を満足させる場所であること。
 - ② 土地所有者、その他の利害関係人にとってこうむる被害が最も少ないこと。
 - ③ 国土計画、地域計画又は都市計画に適合していること。
 - 説明の順序は次のようにすることが望ましい。
 - (例) ・ 道路事業(バイパス)
 - (i) 改築方法として現道拡幅とバイパス方式の2つがある旨
 - (ii) 現道拡幅による場合は沿線の住家等の移転物件が多く、線形、勾配が改良されない等の理由をあげて不適當である旨を述べる。
 - (iii) バイパスによる場合は、どのようなルートが考えられ、それぞれのルートと比較し、どれが最も合理的であるかを検討する。
 - (iv) 決定されたルートが土地利用上適正かつ合理的であることを説明する。
 - ・ 河川事業(引堤)
 - (i) 河積を大きくする方法として河床の掘削、引堤、堤防の嵩上げ等がある旨
 - (ii) それぞれの方法を比較し、引堤によることが最も適當である旨を述

べる。

(iii) 引堤による場合、左岸、右岸のいずれか、又は両岸に引くのが合理的か。

(iv) 決定された方法が、土地の利用上適正かつ合理的であることを説明する。

これらの説明に当たっては、次の点を考慮すること。

- ・ 全路線の改築計画からみた起業地の位置
- ・ 自然的条件(地形、地盤の高低、地層等)
- ・ 都市計画との関係
- ・ 支障物件の多少
- ・ 潰地面積の多少
- ・ 潰地の土地利用状況
- ・ 技術的な要因
- ・ 経済的な要因
- ・ 将来の発展状況

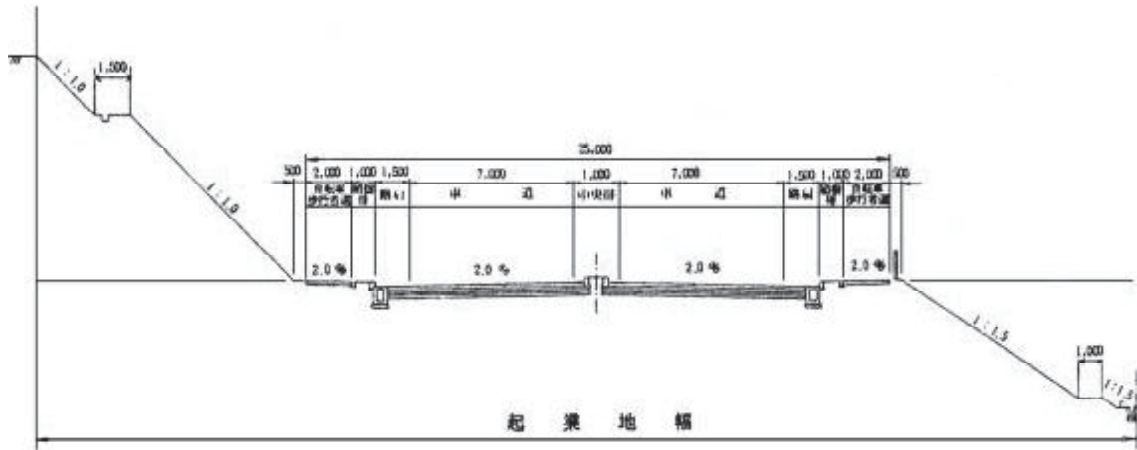
○ 附帯工事については本体工事との関係で起業地選定理由を明確にすること。

○ 関連事業については、機能復旧を合理的にできる理由等をあげながら説明すること。

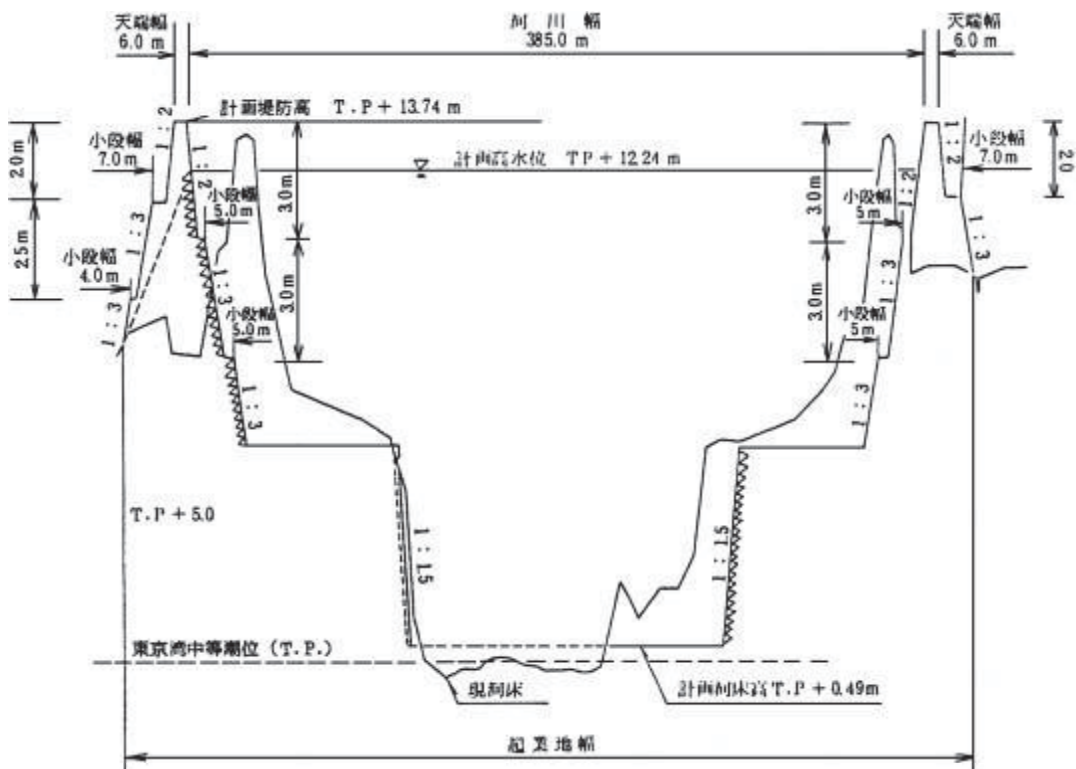
[表題記載例]

別 添 ○	
標 準 横 断 図	一 般 国 道 号 改 築 工 事 ○ バ イ パ ス
縮 尺 100 分の 1	
○ 葉 中 ○	

[道路記載例]



[河川記載例]



別記様式 1 2

その他参考書類として、次の項目について調査整理する。

項 目	担 当 課	用地担当課	調査・工務 担 当 課
(1) 全般的事項			
イ ルート比較図面			○
ロ ルート比較調書			○
※ハ 用地取得状況表		○	
※ニ 用地未取得調書、図面及び写真		○	
ホ 現状写真(平面図に撮影方向を表示したもの)		○	
へ 都市計画図及び都市計画決定公示(写)(都市計画縦覧図を含む)			○
ト 近い将来確実に発生すると予想される状況等(団地造成、新駅設置、環状線乗入れ計画等)があればその具体的データ			○
チ 土地利用の推移		○	○
リ 人口の推移、転出入の推移		○	○
ヌ 商業販売額、工業出荷額の推移		○	○
ル その他特別の事情がある場合、それらについての資料		○	○
(2) 河川改修事業			
イ 主要洪水調書			○
a 氾濫区域図			○
b 流域の被害の状況データ			○
ロ 農作物収穫量の推移		○	○
ハ 水系工事実施基本計画(写)			○
ニ 河川予定地官報告示(写)			○
ホ 流量等の算出根拠			○
へ 橋梁等の老朽度(建設年月日)			○
ト その他特別の事情がある場合、それらについての資料		○	○
(3) 道路改築事業			
イ 交通量の推移及び現道の許容交通量、混雑度のデータ			○
ロ 推定交通量(10年～15年後)の算定根拠(O・D調査表、その他)			○
ハ 道路構造(幅員、道路規格等)			○
ニ 交通事故件数の推移及び発生件数		○	○
ホ 自動車保有台数の推移		○	○
へ バスの運行経路、回数等		○	○
ト 現道の信号機の数、平均待ち時間		○	○
チ その他特別の事情がある場合、それらについての資料		○	○
(4) ダム建設事業			
イ 事業経緯及び地元交渉経過		○	○
ロ 水系工事実施基本計画(写)			○
ハ ダム建設に関する基本計画書官報告示(写)			○

別記様式 13

裁決申請書

① 申請書の様式は、施行規則別記様式第10で定められている。

国九整一用第 号 年 月 日
裁 決 申 請 書
年 月 日事業の認定の告示のあった、一般国道〇〇号改築工事(〇〇バイパス)について、土地収用法第39条第1項の規定により、裁決を申請します。
起 業 者 東京都千代田区霞ヶ関2丁目1番3号 国土交通大臣 ○ ○ ○ ○ 上記代理人 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 九州地方整備局長 ○ ○ ○ ○
〇〇〇県収用委員会御中

② 手続保留をしていた土地を収用又は使用する申請を行う場合は下記のとおり記載する。

年 月 日事業の認定の告示があり、	年 月 日手続開始の告示
のあった一般国道〇〇号改築工事(〇〇〇バイパス)について、土地収用法第39条第1項の規定により、裁決を申請します。	

別記様式 1 4

* 法第40条第1項第2号に掲げる必要事項を記載した書類の記載例

1 収用しようとする土地の所在、地番、地目、面積並びに土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人の氏名及び住所

○県○市大字○字○地内

地番	地目		全体の面積		収用しようとする土地の面積(m ²)	使用しようとする土地の面積(m ²)	土地所有者		関係人		備考
	公簿	現況	公簿(m ²)	実測(m ²)			氏名	住所	氏名	住所	
1番2	宅地	宅地	350.51	250.00	200.00	50.00	A (持分2分の1)	○県○市○区○丁目○番	借地権者	○県○市○区○丁目○番	
		道路		50.51	30.00	20.51	B (持分2分の1)	○県○市○区○丁目○番	C 抵当権者	○県○市○区○丁目○番	
計			350.51	300.51	230.00	70.51					

別記様式15-1

2 土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失補償の見積り及びその内訳の記載例

(イ) 見積

氏名	補償項目	収用しようとする土地に対する損失補償見積額	使用しようとする土地に対する損失補償見積額	収用しようとする土地に關する権利以外の損失補償見積額	使用しようとする土地に關する権利以外の損失補償見積額	使用しようとする土地に關する権利以外の損失補償見積額	残地に対する損失補償見積額	損失補償見積額計	備考
A		3,090,000	20,279				676,275	3,786,554	
B		3,090,000	20,279				676,275	3,786,554	
C				4,120,000				4,120,000	
計		6,180,000	40,558	4,120,000			1,352,550	11,693,108	

抵当権に対する権利消滅補償については、見積ることが困難であるため土地収用法第69条但し書きにより土地に対する損失補償見積額に一括見積とした。
損失補償見積額の積算基礎については別紙のとおり

別記様式15-2

1 収用しようとする土地に対する損失補償見積額

(ロ) 内訳

○県○市大字○字○地内

地番	地目		全体の面積		収用しようとする土地の面積 (㎡)	単価 (1㎡当たり)	損失補償見積額	土地所有者	備考
	公簿	現況	公簿 (㎡)	実測 (㎡)					
1番2	宅地	宅地	350.51	250.00	200.00	0.6	6,000,000	A外1名	完全所有権(50,000円/㎡及び10,000円/㎡)に対する底地権の割合を60%とした。
		道路		50.51	30.00	6,000	180,000		
計				300.51	230.00		6,180,000		

[留意点] 共有等持分割合について、説明を要する場合は、各人別の内訳を適宜作成すること。

別記様式 15-3

2 使用しようとする土地に対する損失補償見積額の記載例

○県○市大字○字○地内

地番	地目		全体の面積		使用しようとする土地の面積 (㎡)	単価 (1箇月当たり)	使用期間	損失補償見積額	土地所有者	摘要
	公簿	現況	公簿 (㎡)	実測 (㎡)						
1番2	宅地	宅地	350.51	250.00	50.00	250	明渡時期か ら3箇月	37,500	A外1名	$50,000 \times 0.06 \times 1 / 12 = 250$
		道路		50.51	20.51	50		3,077		$10,000 \times 0.06 \times 1 / 12 = 50$
計			350.51	300.51	70.51			40,577		

損失補償見積額の積算基礎については、別紙のとおり

別記様式 15-4

3 収用しようとする土地に関する所有権以外の権利に対する損失補償見積額の記載例

○県○市大字○字○地内

地番	地目		全体の面積		使用しようとする土地の面積 (㎡)	単価 (1㎡当たり)	損失補償見積額	土地に関する 所有権以外の 権利者氏名	摘要
	公簿	現況	公簿 (㎡)	実測 (㎡)					
1番2	宅地	宅地	350.51	250.00	200.00	20,000	4,000,000	C	完全所有権 (50,000 円/㎡及び 10,000 円/㎡) に対する地上権の割合を 40 % とした。
		道路		50.51	30.00	4,000	120,000		
計			350.51	300.51	230.00		4,120,000		

損失補償見積額の積算基礎については、別紙のとおり

別記様式 15-5

4 残地に対する損失補償見積額の記載例

○県○市大字○字○地内

地番	地目		残地面積 (㎡)	単価 (1㎡当たり)	損失補償見積額	土地所有者	摘要
	公簿	現況					
1番2	宅地	宅地 道路	50.00 20.51	25,000 5,000	1,250,000 102,550	A外1名	
計			70.51		1,352,550		

損失補償見積額の積算基礎については、別紙のとおり

[留意点]

- 1 申請土地に対する損失補償について、総括表を作成し、順次補償種別ごとの内訳表を作成すること。
- 2 見積金額に一円未満の端数が生じたときは、補償項目別の地番ごとに四捨五入すること。(施行令第13条の13)
- 3 権利消滅補償金については、算出の判断基準を内訳表の摘要欄に記載すること。但し、一括見積した場合、総括表の摘要欄にその旨を記載すること。

別記様式 16

*記載例

(4) 権利を取得し、又は消滅させる時期 権利取得裁決の日より 30 日

[留意点]

裁決後の、支払い及び供託事務に要する日数を監督職員の指示を受けること。

別記様式 17

土地調書の記載例① 土地調書の様式は、規則別記様式第8で定められている。

土 地 調 書

- 1 起業者の氏名及び住所 国土交通大臣 ○ ○ ○ ○
東京都千代田区霞ヶ関2丁目1番3号
- 2 事業の種類 一般国道○○号改築工事(○○バイパス)
- 3 起業地 イ)収用の部分 ○県○市大字○字○及び字○地内
ロ)使用の部分 ○県○市大字○字○地内
- 4 事業の認定の告示の年月日 年 月 日
- 5 収用又は使用の手続きを保留した起業地があるときは、手続開始告示の年月日
年 月 日
- 6 土地所有者の氏名及び住所
- 7 関係人の氏名及び住所
- 8 土地の所在、地番及び地目等

○県○市大字○字○地内

地番	地目		地籍 m ²		収用しようとする土地の面積 m ²	使用しようとする土地の面積 m ²	所有権以外の権利の種類及びその内訳	権利者の氏名	実地の状況
	公簿	現況	公簿	実測					
1番2	宅地		350.51	350.51	230.00	70.51	借地権	C	現況地目 宅地及び道路

上記により、土地収用法第36条及び第37条の規定によって土地調書を作成する。

年 月 日

起業者 東京都千代田区霞ヶ関2丁目1番3号
国土交通大臣 ○ ○ ○ ○

上記代理人 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号
九州地方整備局長 ○ ○ ○ ○

上記代理人 ○○県○○市○○番○号
九州地方整備局

○○工事事務所長 ○ ○ ○ ○ 印 (注) 署名によること

立会人

土地所有者 ○ ○ ○ ○ 印

住 所

借地権者 ○ ○ ○ 印 (注) 署名押印とすること。

住 所

抵当権者 ○ ○ ○ 印

住 所

添付図面 実測平面図

[留意事項]

- 1 事業の種類 事業認定の告示の官報に記載されたところと同じ表示とすること。
- 2 起 業 地 収用、使用の別を分けて記載する必要はない。
- 3 土地所有者の氏名及び住所
 - イ) 名義人が死亡し、相続が存する場合の記載例

亡〇〇 〇〇 相続人
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
持分2分の1
〇〇 〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
持分4分の1
〇〇 〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
持分4分の1
〇〇 〇〇の
上記の者のうち〇〇未成年につき法定代理人 親権者
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
持分2分の1
〇〇 〇〇

- ロ) 所有権について争いがあり所有者不明又は、真の所有者が登記名義人と異なる場合

土地所有者不明
ただし、〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
〇〇 〇〇
又は、 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
〇〇 〇〇

- ハ) 名義人が死亡し相続人不存在の場合

土地所有者不明
ただし、〇〇 〇〇の相続人

- ニ) 土地所有者の住所不明の場合

住所不明
ただし、住民票の住所
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
〇〇 〇〇

別記様式 18

明渡裁決申立書

① 明渡裁決申立書の様式は、施行規則別記様式第10の3で定められている。

国九整一用第 号
年 月 日

明 渡 裁 決 申 立 書

下記により、土地収用法第47条の2第3項に規定する明渡裁決を申立をします。

記

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道〇〇号改築工事（〇〇バイパス）
- 3 土地の所在、地番及び地目等

〇県〇市大字〇字〇地内

地番	地目		全体の面積		収用しようとする 土地の面積 (㎡)	使用しようとする 土地の面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿 (㎡)	実測 (㎡)		
1番2	宅地	宅地 道路	350.51	250.00 50.51	200.00 30.51	50.00 20.51

- 4 権利取得裁決の有無 無

申立人 起業者 東京都千代田区霞ヶ関2丁目1番3号
国土交通大臣 ○ ○ ○ ○

上記代理人 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号

九州地方整備局長 ○ ○ ○ ○



〇〇県収用委員会御中

別記様式 19-1

*法第47条の3第1項第1号に掲げる必要事項を記載した書類の記載例

(イ) 土地の所在、地番、地目及び土地所有者、関係人の氏名及び住所

○県○市大字○字○地内

地番	地目		土地所有者		関係人		摘要
	公簿	現況	氏名	住所	氏名	住所	
1番2	宅地	宅地 道路	A (持分2分の1) B (持分2分の1)	○県○市○区○丁目○番 ○県○市○区○丁目○番	借地権者 C 抵当権者 F 公庫代表 理事 G	○県○市○区○丁目○番 ○県○市○区○丁目○番	

別記様式 19-2

(ロ) 物件の種類及び数量

○県○市大字○字○地内

地番	地目	物件 番号	物件の種類	単位	数量	物件所有者	物件に関して 所有権以外の 権利を有する者
1番2	宅地	1	木造瓦葺平屋	m ²	200	C	F 公庫代表理事 G
		2	ブロック塀(高さ 2m 厚さ 15cm)	m	30	C	
		3	ブロック造門柱(8段積)	本	2	C	
		4	土間コンクリート(厚さ 6cm)	m ²	20	C	
		5	黒松(樹高 2m 根回り 0.3m)	本	1	A及びB	
		6	まさき(樹高 2m 根回り 0.3m)	〃	5	〃	

[留意点]

- 1 物件所有者及び関係人は、明渡申立ての土地に存する物件のみに権利を有するものを記載すること。従って、土地所有者の有する物件についても、記載すること。
- 2 物件の存しない土地については、「なし」と記載すること。

別記様式 20-1

*法第40条第1項第2号ホに掲げるものを除くその他の損失補償の見積及びその内訳の記載例

(イ) 見積

氏名	建物移転料	工作物移転料	動産移転料	移転雑費	立竹木補償金	損失補償金	摘要
C	15,300,000	1,332,400	88,100	519,800		17,240,300	
A					14,450	14,450	
B					14,450	14,450	

抵当権に対する権利消滅補償金については、土地収用法第69条但し書きにより一括見積とした。

別記様式 20-2

(ロ) 内 訳

○県○市大字○字○地内

地番	地目	物件 番号	物件の種類	単位	数量	単価	金額	所有者 氏名	摘要
1番2	宅地	1	木造瓦葺平屋 建物移転料計	m ²	200		15,300,000	C	
		2	ブロック塀 (高さ2m厚さ15cm)	m	30	31,600	948,000	C	
		3	ブロック造門柱 (8段積)	本	2	18,000	36,000	C	
		4	土間コンクリート (厚さ6cm)	m ²	20	2,550	51,000	C	
			諸経費				258,600		
			消費税相当額				77,600		
			工作物移転料				1,371,200		
			動産移転料	式	1		88,100	C	
			計				88,100		
			移転雑費補償金	式	1		519,800	C	
			計				519,800		
		5	黒松 (樹高2m根回り 0.3m)	本	1	14,000	14,000	A及びB	
		6	まさき (樹高2m根回り 0.3m)	〃	5	1,820	9,100	〃	
			諸経費				5,700		
			消費税相当額				100		
			立木移転料計				28,900		

別記様式 20-3

*積算の基礎の記載例

<p>損失補償の見積の基礎については、下記に記載する各条文及び各条文に基づき積算した損失補償基準書により、補償金を算定したものである。</p> <p style="text-align: center;">記</p>		
<p>条 文</p> <p>補償項目</p>	<p>公共用地の取得に伴う 損失補償基準要綱 (昭和37年6月29日閣議決定)</p>	<p>国土交通省の公共用地の取得 に伴う損失補償基準 (平成13年1月6日国土交通省 訓令第76号)</p>
<p>建 物 移 転 料</p>	<p>第24条</p>	<p>第30条</p>
<p>工 作 物 移 転 料</p>	<p>第24条</p>	<p>第30条</p>
<p>立 竹 木 補 償 金</p>	<p>第29条</p>	<p>第41条</p>
<p>動 産 移 転 料</p>	<p>第27条</p>	<p>第34条</p>
<p>移 転 雑 費 補 償 金</p>		<p>第40条</p>

別記様式 2 1

物件調査の記載例① 物件調査の様式は、施行規則別記様式第9号で定められている。

物 件 調 書

- 1 起業者の氏名及び住所 国土交通大臣 ○ ○ ○ ○
東京都千代田区霞ヶ関2丁目1番3号
- 2 事業の種類 一般国道○○号改築工事(○○バイパス)
- 3 起業地 ○県○市大字○○字○○及び字○地内
- 4 事業の認定の告示の年月日 年 月 日
- 5 収用又は使用の手続きを保留した起業地があるときは、手続開始告示の年月日 年 月 日
- 6 土地所有者の氏名及び住所
- 7 関係人の氏名及び住所
- 8 物件がある土地の所在

○県○市大字○字○地内

地番	物件番号	物件の種類	単位	数量	物件の所有者の氏名	所有権以外の権利の種類及び内容	所有者以外の権利者の氏名	実地の状況
1番2	1	木造瓦葺平屋	m ²	200	C	抵当権	F公庫代表理事G	
	2	ブロック塀 (高さ2m厚さ15cm)	m	30	C			
	3	ブロック造門柱 (8段積)	本	2	C			
	4	土間コンクリート (厚さ6cm)	m ²	20	C			
	5	黒松 (樹高2m根回り0.3m)	本	1	A及びB			
	6	まさき (樹高2m根回り0.3m)	〃	5	〃			

上記により、土地収用法第36条及び第37条の規定によって物件調査を作成する。

年 月 日

起業者 東京都千代田区霞が関2丁目1番3号

国土交通大臣 ○ ○ ○ ○

上記代理人 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号

九州地方整備局長 ○ ○ ○ ○

上記代理人 ○○県○○市○番○号

九州地方整備局

○○工事事務所長 ○ ○ ○ ○ 印

(注) 署名となる

立会人

物件所有者 ○ ○ ○ ○ 印

住 所

物件所有者 ○ ○ ○ ○ 印

住 所

物件所有者 ○ ○ ○ ○ 印

住 所

(注) 署名押印とすること。

添付図面 実測平面図